

韓国における多文化受容性向上のための公共人材育成
Development of public Human Resource for the Improvement of Multicultural
Receptivity in Korea

松岡 洋子 (岩手大学)
MATSUOKA, Yoko (Iwate University)

キーワード： 外国人受け入れ社会 変容促進施策 外国人受容 専門人材

1. はじめに

社会に外国人（移民）を受け入れる施策には、外国人に対する言語・社会事情教育等による適応・統合施策と、受け入れ社会側の受容促進施策の2つの方向がある。本発表では、「外国人受け入れ社会側の変容促進」の側面に着目し、2018年7月に韓国・済州市移住民センター、済州多文化教育・福祉研究所での聞き取りおよび収集資料によって得られた情報を軸に、受入社会側の多文化受容性向上に資する公共人材育成施策について考察する。

2. 韓国に着目した背景

厚生労働省が公表した2017年10月末現在の外国人雇用状況の届出状況によると、日本の外国人労働者数は1,278,670人で前年比約19万人増、2012年（682,450人）比で倍増している。この背景には、景気回復と人手不足による外国人配偶者、定住者等の就労増加、および政府の外国人人材受け入れ施策があると報告されている。しかし、日本語力、日本の慣習に対する知識等の不足により、外国人の不利益だけでなく、生活上の規範共有の困難さに起因する課題が社会全体で起こっている。この解決には受け入れ側の変容も必要だが、それに対する政府・自治体の施策は不十分なままである。そこで、本報告では外国人受け入れについて日本と類似した背景を持つ韓国に注目し、受け入れ社会の変容を促す施策について調査を行い、その効果、課題等について検討することとした。

3. 韓国の外国人受け入れ施策

3.1. 外国人に対する受け入れ社会の意識

韓国は日本と同様、単一民族的社会だと言われている。結婚移民や外国人労働者などの外国人は21世紀になってから急増したが、現在でも人口の約4%程度である。そのような社会では、異なるものに対する反発や偏見が起こりやすい。社会全体が外国人に対する寛容性を持つことは容易ではないが、労働力、家族形成などで外国人を受け入れた社会の責任として、少なくとも、職務上、外国人と接する韓国人の変容は不可欠であると考えられる。

韓国政府は、2007年の在韓外国人処遇基本法施行以来、社会統合プログラム、多文化家族支援センター設置等の、外国人に対する適応支援施策を進めてきた。また、韓国人に対する外国人理解促進事業や、外国人地方参政権付与など、社会制度改革も実施してきた。

しかし、外国人に対する受け入れ社会の意識は受容的なものばかりではない。最近では、済州島に大量流入したイエメン難民に対する韓国社会の反発の例がある。済州島は観光振興のため査証免除入国制度があり、それを利用して入国した後に難民申請するイエメン人が急増した。だが、宗教の違いによる違和感や財政負担への懸念等から韓国社会で反発が広がり、イエメンは査証免除国から除外される事態に至った。すでに済州に滞在するイエメン人は特別措置として、来訪2、3週間で、韓国国民の就労に支障がない漁業、農業など

の人手不足の職業に就労している。しかし、高学歴者の場合は自らの能力と労働環境のギャップ、泳げないにもかかわらず漁業に従事するなど職業適性の課題の上に、韓国語もできず意思疎通ができないといったことから、離職者が少なくないということである。

3.2 受け入れ社会変容の施策

このような課題解決の方策として、韓国では自治体公務員、警察官、教員などに対する多文化受容性向上のための研修が実施されるようになった。法務部研修院では、2011年から自治体公務員研修を行い、結婚移民や外国人労働者に関連する基礎知識の習得や外国人との対話体験などにより受容性の向上を図っている。さらに、2018年5月には多文化家族支援法改定が行われ、初中等教育教員に対する研修が法制化された。また、国家人権委員会は人権問題に関する講師養成プログラムを実施したが、この中に移民に関する項目も組み込まれた。

また、このような変容促進の任務を担う専門人材認定制度も設置した。ひとつは社会教育担当の「多文化社会専門家」で、法務部が指定する養成課程を修了し実務経験のある者が1級（博士課程修了者）、2級（学士・修士課程修了者）講師として認定される。この多文化社会専門家は先に述べた自治体公務員研修や各地で実施される研修講師を務める。専門家養成は法務部が認可した大学で行われ、移民政策法制、韓国社会の多文化状況などの講義のほか、多文化家族支援センター等での現場実習もカリキュラムに組み込まれている。もうひとつは、「多文化理解教育専門講師」で、女性家族部が管轄し、国家生涯教育振興院で人材管理を行う。大学等において3レベル（各20時間研修）の専門家が養成され、多文化家族支援センター等の職員に対する研修はこの専門家が担当する。

4. 受け入れ社会の変容は進むのか

以上のように、政府がトップダウンで受け入れ社会の変容促進施策を進めていることが韓国の特徴と言える。教員、公務員等、職務上、外国人と接する機会のある人材の変容が促進されることによって、社会全体の外国人受け入れが進むことが期待されているのである。しかし、女性家族部の2011年と2015年の比較調査によると、韓国社会の外国人受容度は向上したが、差別意識もまだ根強く残り、変容には時間を要すると考えられている。また、多文化受容促進施策の予算措置が国民全体に理解されるかという財政バランス、必要な人材すべてに養成が行き届くかといった課題も挙げられている。

一方、日本では、政府によるこのような施策は講じられないまま外国人が増加しており、一部自治体や、民間によるボトムアップな対応に終始しているのが現状である。ここに挙げた韓国の社会変容施策等を参考にしながら、日本政府としての施策を検討する時期にきたのではないだろうか。

*本報告は、JSPS 科研費 16H05724 「コミュニティの公共人材を対象とした多文化対応力開発プログラムの国際比較（研究代表者：岩手大学 松岡洋子）の助成を受け、実施したもので、済州市移住民センター事務局長ハンヨンギル氏、済州多文化教育・福祉研究所ディレクター・ファンスキュ氏による情報提供に基づく。情報収集に当たっては千葉大学准教授高民定氏の協力を得た。

<参考資料>

厚生労働省『平成29年度版厚生労働白書』

厚生労働省「外国人雇用届出状況のまとめ（平成29年10月現在）」<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/>